

## **「日本銀行組織規程」の一部変更に関する件（7月5日）**

本委員会は、令和6年7月5日、「日本銀行組織規程」（平成10年3月24日決定）を別紙のとおり一部変更することを決定した。

「日本銀行組織規程」中一部変更

- 第24条を横線のとおり改める。

(情報サービス局の事務)

第24条 情報サービス局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 広報（他の所掌に属するものを除く。）
- 二 金融知識の普及金融経済教育に関する事務
- 三 図書及び局、室又は研究所から引き継いだ資料の保管

- 第57条を横線のとおり改める。

(事務所の事務)

第57条 前条第5項に定める国内事務所(以下この節において「事務所」という。)

は、本店又は支店に属し、その所在地において次の事務を取り扱う。

- 一
  - 二
  - 三
  - 四
- } 略(不変)

五 金融知識の普及金融経済教育等に関する事務

六 略(不変)

- ② 略(不変)

(附則) この組織規程の一部変更は、令和6年7月16日から実施する。